

信認金の見直しについて

平成 17 年 2 月 23 日
株式会社名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 趣 旨	<p>当取引所は、取引参加者に対して、信認金として 150 万円及び 取引参加者の本店以外の営業所の数に 15 万円を乗じた金額の合計額を預託するように求めています。しかし、営業所の数に応じて信認金の額を変動させることは、取引参加者等において営業所の改廃に伴う事務処理等が負担となっておりますし、また、オンライン取引の浸透等により営業所の数に比例して売買代金も変動するとの前提も形骸化してきています。</p> <p>これらのことを受け、取引参加者の事務負担の軽減化を図るなどの観点から、現在の信認金の取扱いを見直すこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 信認金については、証券取引法第 107 条の 4 において、証券取引所の定款の定めるところにより預託するものと規定されています。・ 信認金の額は、東京、大阪、札幌及び福岡の各証券取引所は、当取引所と同様の方式で定めています（それぞれの定額部分は 300 万円、300 万円、100 万円、100 万円と異なります。）が、JASDAQ は一律 300 万円としています。
2. 概 要	<p>取引参加者が当取引所に預託する信認金の額は、営業所の数にかかわらず、一律に 150 万円とします。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 合わせて、取引参加者からの「本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更」を届出事項から報告事項に変更します。
3. 実施時期	<p>平成 17 年 4 月を目途とします。</p>	

以上